

ぐんまの環境

第1章 地球温暖化対策の推進

- 第1節 脱炭素社会の実現に向けて
- 第2節 気候変動適応策の推進
- 第3節 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消
- 第4節 水素の普及促進
- 第5節 二酸化炭素吸収源対策
- 第6節 フロン類排出抑制対策

第2章 持続可能な循環型社会づくり

- 第1節 5Rの推進
- 第2節 廃棄物等の適正処理の推進
- 第3節 災害廃棄物処理体制の強化
- 第4節 持続可能な社会を支える人づくり
- 第5節 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

第3章 自然との共生と森林（もり）づくり

- 第1節 生物多様性の保全
- 第2節 生態系に応じた自然環境の保全と再生
- 第3節 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組
- 第4節 自然とのふれあいの拡大
- 第5節 森林環境の保全
- 第6節 里山・平地林・里の水辺の再生

第4章 安全・安心で快適な生活環境づくり

- 第1節 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進
- 第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止
- 第3節 有害化学物質による環境リスクの低減
- 第4節 放射性物質への対応
- 第5節 快適な生活環境の創造
- 第6節 特定地域の公害防止対策

第1章 地球温暖化対策の推進

第1節 脱炭素社会の実現に向けて

〈主な指標と最新実績〉

県内温室効果ガス排出量（2019[令和元]年度）： 16,752千トン

環境GS認定等事業者数（2022[令和4]年3月末現在）

・ 環境GS認定事業者数： 2,363事業者

・ 県内のエコアクション21認証・登録者数：238事業者

・ 県内のISO14001認証取得者数： 271事業者

LED信号機の整備率： 約62.8%

第1項 温室効果ガス排出量の計画的削減

1 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の制定 【グリーンイノベーション推進課】

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を条例に位置付け、脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に取り組む県の方向性を示すため、2022（令和4）年3月に、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例を制定しました。

この条例では、一定規模以上の建築物を新築、増改築しようとする者への再生可能エネルギー設備の導入義務、特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画や特定建築物排出量削減計画の提

出・報告義務、一定規模以上の建築物の設計者による建築主への再生可能エネルギー設備等導入に係る説明義務、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者への排出量削減計画や再生可能エネルギー導入計画の提出・報告義務などを定めています。

県では、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入促進などの取組をより一層推進していきます。

2 「群馬県地球温暖化対策実行計画」の推進 【グリーンイノベーション推進課】

「群馬県地球温暖化防止条例」に基づき、2011（平成23）年度以降の県内及び県庁内における温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2010（平成22）年度に「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」を策定しました。

計画期間は、2020（令和2）年度までの10年間ですが、東日本大震災後のエネルギー・社会情勢の変化を踏まえ、2015（平成27）年3月に改定しました。

（1）県内全体の計画（区域施策編）

ア 目標と指標

a 温室効果ガスの削減目標

2020（令和2）年度における温室効果ガスの排出量を、2007（平成19）年度比で14%削減する（うち森林吸収対策により6%削減）。

b 部門別の主な指標

計画の進捗状況を把握する部門別の主な指標は表2-1-1-1のとおりです。

イ 主要施策

将来の「豊かな低炭素社会」の実現に向けた具体的な取組を示しています。

- ・ 省エネルギー対策
- ・ 省資源対策
- ・ 新たなエネルギーの創出
- ・ 森林による二酸化炭素吸収
- ・ 技術革新の促進
- ・ 県民意識の醸成

ウ 推進体制

「群馬県地球温暖化対策推進会議」（県民・事業者・各種団体・市町村などで構成）を本計画の推進組織とし、各構成員の連携による計画の

普及・推進を図り、目標の達成を目指します。

計画の推進体制として、PDCAサイクルを導入し、部門ごとの主な指標について毎年度点検するとともに翌年度以降の取組に反映させます。

エ 県内温室効果ガス排出状況

県内温室効果ガス排出量は表2-1-1-2のとおりです。2019（令和元）年度（最新データ）の県内温室効果ガス排出量は16,752千tで、前年度に比べ5.7%減少しました。要因と

しては、鉱工業生産量の減少や、自家用自動車等の燃費の改善、暖冬による消費エネルギー量の減少などにより、前年度に比べ温室効果ガス排出量の総量は減少しました。

なお、基準年の2007（平成19）年度比では、14.3%の減少となります。

表2-1-1-1 部門別の主な指標

部門	指標	単位	基準年度	現在 (基準年度比)	削減目標 (基準年度比)
			2007(H19)	2019 (R1)	2020 (R2)
産業	製造業の付加価値額当たりのエネルギー消費量	GJ/百万円	19.2	15.2(▲21%)	14.4(▲25%)
	環境GS認定等事業者数	事業者	908	3,036 -	5,000 -
業務	床面積当たりのエネルギー消費量	GJ/m ²	1.57	1.08(▲31%)	1.20(▲23%)
	【再掲】環境GS認定等事業者数	事業者	908	3,036 -	5,000 -
家庭	家庭1世帯当たりのエネルギー消費量	GJ/年	46	37(▲20%)	40(▲12%)
	住宅用太陽光発電設備普及率	%	1.4	11.7 -	15.0 -
運輸	自動車保有台数に占める次世代自動車の普及率	%	0.7	20.4 -	20.3 -
	自動車1台当たりのガソリン消費量	リットル	832	543(▲35%)	541(▲35%)
廃棄物	県民1人当たりのごみの排出量	g/日	1,153	989(▲14%)	890(▲23%)
	リサイクル率	%	16.1	14.7 -	25.0 -
再生可能エネルギー	新エネルギー自給率	%	0.4	16.3 -	15.0 -
	【再掲】住宅用太陽光発電設備普及率	%	1.4	11.7 -	15.0 -

(注) 項目ごとに四捨五入しているため、比の数値が一致しない場合があります。

表2-1-1-2 県内温室効果ガス排出量

(単位：千t-CO₂)

区分	年度	基準年度 2007(H19)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)		
								排出量	対前年度比 (%)	対基準年度比 (%)
二酸化炭素(CO ₂) 計		17,107	17,017	16,226	16,354	16,089	16,583	15,603	▲5.9	▲8.8
エネルギー起源計		16,671	16,600	15,767	15,969	15,705	16,102	15,219	▲5.5	▲8.7
産業部門		6,267	6,250	6,081	6,523	6,188	6,680	6,223	▲6.8	▲0.7
業務部門		2,392	2,501	2,092	2,013	1,921	1,884	1,828	▲3.0	▲23.6
家庭部門		2,762	2,837	2,907	2,799	2,711	2,731	2,496	▲8.6	▲9.6
運輸部門		5,079	4,840	4,516	4,463	4,713	4,637	4,502	▲2.9	▲11.4
その他 ※1		171	171	171	171	171	171	171	-	-
廃棄物部門		436	417	460	384	384	481	384	▲20.2	▲11.9
メタン(CH ₄) ※1		363	363	363	363	363	363	363	-	-
一酸化二窒素(N ₂ O) ※1		677	677	677	677	677	677	677	-	-
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		94	73	72	74	79	70	68	▲2.3	▲27.2
パーフルオロカーボン(PFC)		268	44	49	45	26	38	13	▲65.0	▲95.0
六ふつ化硫黄(SF ₆)		1,045	47	33	33	22	23	23	3.2	▲97.8
三ふつ化窒素(NF ₃)				96	152	17	11	4	▲65.3	
温室効果ガス総計※2		19,554	18,220	17,516	17,698	17,274	17,765	16,752	▲5.7	▲14.3

※1 エネルギー起源CO₂の「その他」、「CH₄」、「N₂O」については、2007（H19）年度の数値に固定。

※2 項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(2)「群馬県地球温暖化対策実行計画2021－2030」の策定

2010（平成22）年度に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画2011－2020」が2021（令和3）年3月に終期を迎えたことから、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、2021（令和3）年3月に「群馬県地球温暖化対策実行計画2021－2030」を策定しました。

ア 策定の趣旨

この計画は、社会経済情勢の変化に対応し、新たな地球温暖化対策を展開していくため、本県の温室効果ガス排出量の現状や県民の意識、これまで実施してきた各種施策の実績や効果などを踏まえ、地球温暖化対策の面から「新・群馬県総合計画」を推進するものです。

イ 計画の位置付け

- ・「新・群馬県総合計画」や「群馬県環境基本計画」を上位計画とする地球温暖化対策に関する個別基本計画です。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（第21条）に基づく計画（区域施策編及び事務事業編）のほか、「気候変動適応法」（第12条）に基づく地域気候変動適応計画も含みます。
- ・群馬県再生可能エネルギー推進計画を統合し、当計画の区域施策編の一部として位置付けます。

ウ 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、5年ごとに計画の見直しを行います。

エ 温室効果ガス排出量の削減目標（区域施策編：群馬県全体）

- ・2030（令和12）年度の削減目標を、基準年度（2013〔平成25〕年度）と比べて50%削減（削減対策44%削減＋森林吸収量6%削減）とします。
- ・部門別の温室効果ガス排出量削減目標は表2-1-1-3、計画の進捗状況を把握する部門別の主な指標は表2-1-1-4のとおりです。

オ 目標の達成に向けて

温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」を推進するとともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である「適応策」を車の両輪として、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた施策体系を図2-1-1-1のとおり設定しました。

今後は、当計画に沿って地球温暖化対策を推進し、県土のレジリエンスを強化して、災害に強く、持続可能な社会の構築を目指します。

表2-1-1-3 部門別の温室効果ガス排出量削減目標

（単位：千t-CO₂）

部門	温室効果ガス排出量		温室効果ガス削減目標	
	基準年度 2013(H25)	目標年度 2030 (R12)	対基準年度比 削減量	削減割合
【削減対策】				
二酸化炭素（CO ₂ ）計	17,073	9,242	7,832	46%
エネルギー起源計	16,507	8,891	7,615	46%
産業部門	5,856	4,482	1,374	23%
業務その他部門	3,660	1,659	2,001	55%
家庭部門	2,932	1,193	1,739	59%
運輸部門	4,054	1,553	2,501	62%
その他	5	4	1	14%
廃棄物分野	567	351	216	38%
その他のガス	1,080	923	157	15%
温室効果ガス 総計	18,153	10,166	7,987	44%
【吸収源対策】				
森林吸収量 計			1,089	6%
削減量・森林吸収量 合計	18,153	9,076	9,076	50%

※1 「群馬県地球温暖化対策実行計画2021－2030」では、算定手法の見直しを行っているため、前計画期間中の排出量と差異があります。

※2 項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

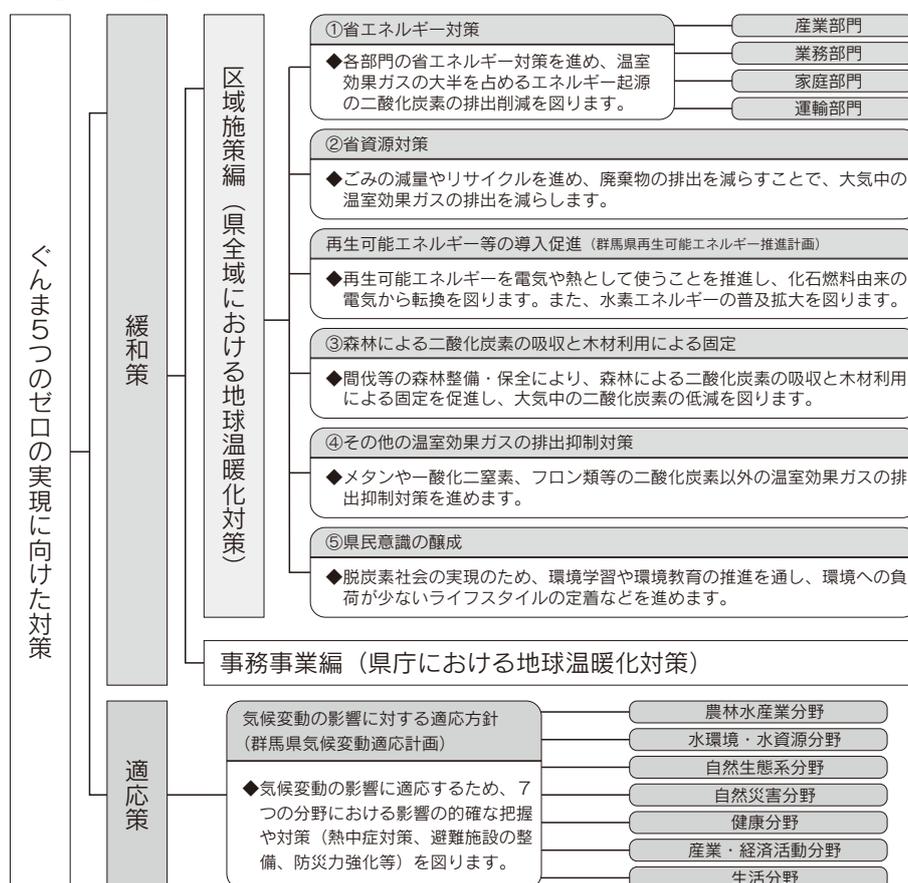
表2-1-1-4 部門別の主な指標

施策体系		指標	単位	基準年度 2013(H25)	目標年度(基準年度比) 2030(R12)		
省エネルギー対策	産業部門	製造業の付加価値額当たりのエネルギー消費量	GJ/百万円	※1 19.8	11.3	▲43%	
		環境GS認定等事業者数	事業者	2,572	4,700	83%	
	業務部門	床面積当たりのエネルギー消費量	GJ/m ²	※1 1.25	0.6	▲52%	
		環境GS認定等事業者数(再掲)	事業者	2,572	4,700	83%	
	家庭部門	家庭1世帯当たりのエネルギー消費量	GJ/世帯	41.4	16.9	▲59%	
		住宅用太陽光発電設備普及率	%	7.2	23.7	229%	
	運輸部門	自動車保有台数に占める次世代自動車の普及率	%	8.0	50	525%	
自動車1台当たりのガソリン消費量		L/台	606	231	▲62%		
省資源対策		県民1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	1,050	805以下	-	
		一般廃棄物の再生利用率	%	15.6	27以上	-	
再生可能エネルギー等の導入促進		再生可能エネルギーの導入量		※2 40億	77億		
		内訳	大規模水力発電以外	kWh/年	※2 9億	46億	
			大規模水力発電		※2 31億	31億	
			地域マイクログリッド・VPP構築数(実証試験を含む)	件	-	5	-
			燃料用木質チップ・ペレット生産量	m ³ /年	20,997	163,000	676%
			水素ステーション設置数	箇所	-	3	-
			燃料電池自動車(FCV)普及台数	台	-	2,700	-
森林による二酸化炭素の吸収と木材利用による固定		間伐等森林整備面積	ha/年	2,302	3,100	35%	
		造林面積	ha/年	156	400	156%	
		新設住宅の木造率	%	78	82	5%	
その他の温室効果ガスの排出抑制対策		フロン類の廃棄時回収率	%	34	70	106%	

※1算出根拠となる「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が1990(平成2)年度に遡って改訂されたため、現計画に記載されている数値も見直しを行いました。

※22014(平成26)年度の数値

図2-1-1-1 施策体系図



(1) 概要

「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」では、県自らが、事業者として温室効果ガスの排出を抑制するため、2020（令和2）年度における県有施設の温室効果ガスの総排出量を、2007（平成19）年度比で11%削減することを目標としていました。

(2) 取組状況

毎年各所属ごとに a：公用車使用に係るエネルギー使用量・走行距離実績、b：庁舎、施設・設備に係るエネルギー使用量・温室効果ガス排出活動を報告、c：温室効果ガス排出削減のための行動計画を策定し、各所属で設定した削減目標に向けて温室効果ガス排出活動量の削減を目指しています。

2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量実績は表2-1-1-5のとおりです。

(3) 「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030（事務事業編）」の策定

県は、オフィス部門における県内最大の温室効果ガス排出事業者として、2030（令和12）年度の削減目標を、基準年度（2013〔平成25〕年度）と比べて44%削減とします。

県自らが率先してエネルギー使用量の徹底した削減に取り組むほか、再生可能エネルギーの積極的な導入等により、温室効果ガス排出量を削減します。また、「プラスチックごみゼロ」・「食品ロスゼロ」対策について率先的に取り組み、環境負荷の低減を図ります。

本計画を運用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づくエネルギー管理推進体制を通して全庁的な取組を推進します（図2-1-1-2）。

取組の実施状況については、PDCAサイクルを導入し、毎年度点検するとともに改善を行います。

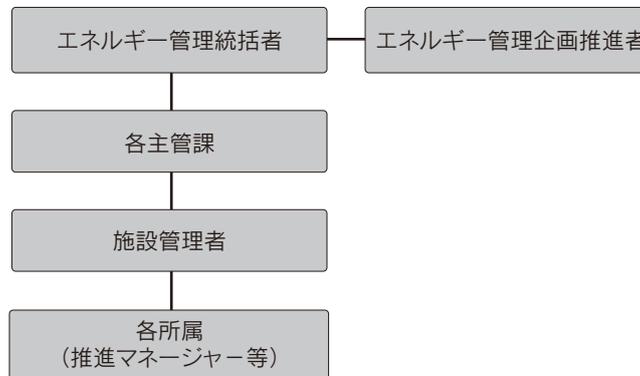
表2-1-1-5 県有施設における温室効果ガス排出量 (単位：t-CO₂)

	2007 (H19) (排出量)	目標値 (2007(H19)年度比 11%削減)	2020 (R 2) 年度	
			(排出量)	対2007 (H19) 年度比
温室効果ガス総排出量	132,294	117,742	110,767	▲16.3%

表2-1-1-6 県有施設における温室効果ガス排出量の5年の推移 (単位：t-CO₂)

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R 2)
温室効果ガス総排出量	127,390	123,925	121,411	113,139	110,767

図2-1-1-2 推進体制



第2項 省エネルギー対策の促進

1 環境GS(Gunma Standard)認定制度の運営及び認定事業者への支援 【環境政策課】

環境GS認定制度は、自社の環境マネジメントシステム～計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)～を整備し、これを組織的に運用する県内事業者を県が認定・支援する制度です。

本制度は、2006(平成18)年度から認定を開始し、2,363の事業者を認定しています。

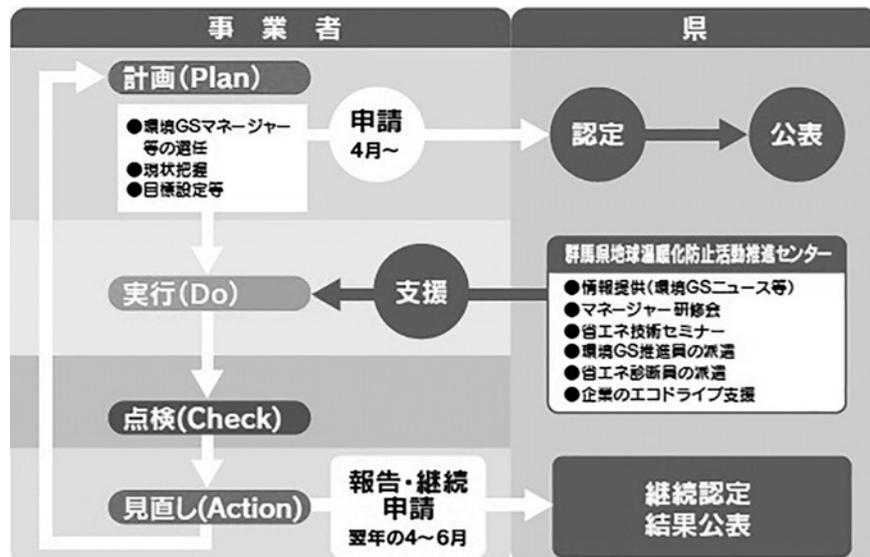
表2-1-1-7 環境GS認定事業者認定状況(2022[令和4]年3月31日現在)

事業者の内訳		件数
業種別	農林水産業・鉱業	15
	製造業	337
	建設・廃棄物処理業等	618
	商業・金融・サービス業等	1,203
	運輸業	190
規模別	0人～ 9人	861
	10～ 99人	1,298
	100～499人	168
	500人～	36
	計	2,363

表2-1-1-8 環境GS認定事業者数の推移(各年度末)

年度	認定事業者数
H29	2,539
H30	2,548
R元	2,477
R2	2,388
R3	2,363

図2-1-1-3 環境GS認定制度 取組全体の流れ



(1) 特徴

- ・申請書を県に提出した時点から、認定の対象となります。
- ・無理なく取り組めるよう、簡易な内容となっています。
- ・費用は無料です。
- ・参加は事業所単位で、業種等による制限はありません。ISO14001やエコアクション21の取得事業者も参加可能です。

(2) 申請期間 年間随時

(3) 認定事業者になると

- 認定書、ステッカーが交付されます。
- 事業者名と取組内容が公表されます。
- 県や民間事業者から支援等が受けられます。
 - ・広報紙等による情報提供(無料)
 - ・研修会・セミナーの開催(無料)
 - ・環境GS推進員の派遣(無料)
 - ・省エネ診断員の派遣(無料)
 - ・企業のエコドライブ支援(無料)
 - ・環境GS企業エコ改修資金の貸付
 - ・民間金融機関からの融資等

(1) エコアクション21とは

エコアクション21の認証・登録制度は、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、取組結果の公表を行う事業者について、認証し登録する制度です。この制度は、事業者の環境への取組を推進し、持続可能な経済社会の実現に貢献することを目的としています。

(2) 認証・登録状況

全国で7,442件、群馬県では、238件（2022〔令和4〕年3月31日現在）の認証・登録があります。

【エコアクション21中央事務局ホームページから】

(3) 「エコアクション21認証・登録支援事業（自治体イニシアティブ）」

2011（平成23）年度から環境GS認定事業者を対象として、県とエコアクション21地域事務局が協力して「無料集合コンサルティング」を実施し、エコアクション21認証・登録を目指す事業者を支援しています。

2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止しましたが、2021（令和3）年度は4事業者が参加しました。

表2-1-1-9 群馬県内におけるエコアクション21認証・登録者数の推移

区分	年度	H29	H30	R元	R2	R3
エコアクション21認証・登録者数		233	243	242	236	238
認証・登録支援事業参加者の認証・登録状況		7	2	2	—	4

森林破壊、地球温暖化、海洋汚染など地球環境問題への対応が大きな課題となり、企業の環境問題への取組についても大きな関心が寄せられています。

こうした中で、環境マネジメントシステムである国際規格ISO14001は、国際競争上、重要となり、大企業を中心に認証取得が進んでいます。さらに、「持続可能な開発目標」実現に向け、地球環境保全への対応は、経営リスクの回避とともに社会貢献や地域における信頼獲得にもつながります。中小企業においても、内外の取引先を開拓していく上で、認証取得が非常に重要となってきています。

(1) 認証取得の状況

1996（平成8）年に規格が発行し、我が国の審査登録件数は、2022（令和4）年5月20日現在で13,976件となりました。（群馬県：266件）

産業分野別の状況では、建設が22.73%、以下基礎金属・加工金属製品20.83%、卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業13.32%と続きます。最近の動向としては、特定業種だけでなく、自治体、商社、病院、銀行等、サービス業をはじめとした幅広い業種に広がりを見せています。

【(公財)日本適合性認定協会調べ】

(2) ISO14001認証取得支援

中小企業においては資金面や人材面が十分とはいえず、ISO14001認証取得への取組は遅れている状況にあります。

このため、本県では（公財）群馬県産業支援機構の「ビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”」においてマネージャーによる相談対応などの支援を行っています。

^{*1}ISO14001:ISO14000シリーズは、国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）が定めている環境管理システム規格で、1996（平成8）年9月に発行しました。ISO14001は、このシリーズの中核となる環境マネジメントシステムの仕様及び利用の手引きです。このほか、環境監査の指針、環境ラベル、ライフサイクルアセスメント、用語と定義などの規格があります。

4 工場等のエネルギー使用状況の見える化の促進 【グリーンイノベーション推進課】

県内の温室効果ガス排出量のうち、産業部門からの排出は37.1%（2019〔令和元〕年度）を占めており、最大の排出源となっています。そのため、県全体の排出削減を進めるためには、産業部門における取組が重要となります。

工場等のエネルギー管理は、従来、人が測定や管理を行っていました。しかし、エネルギー効率の最適化を実現するためには、作業のデジタル化・自動化が必要となります。その手段として、FEMS（工場のエネルギー管理システム）の導入

があります。FEMSは、工場等における生産設備のエネルギー使用状況・稼働状況等を見える化することができます。また、FEMSはそれらの情報をもとにエネルギー使用量の予測を行うもの、エネルギー需要に応じてエネルギー供給設備を最適化するものなど、様々な機能を有するものが実用化されています。

県では、工場等のエネルギー使用状況の見える化を促進し、エネルギー効率の最適化を目指します。

5 省エネルギー診断の利用促進 【環境政策課】

県では、温室効果ガス排出量削減とコスト削減を目的として、環境GS認定事業者を対象に、「環境GS省エネ診断員派遣事業」を実施しています。本事業は、エネルギー消費量の削減に係る具体的な改修等を提案できる有資格者を「省エネ診断員」として認定し、無料で派遣するものです。現地調査に基づいた、より事業者にあった改修等の提案と支援制度（補助金・融資等）の紹介を行います。

また、県の取組以外にも省エネルギー診断を実施している企業や団体があり、より詳細な診断を行うことも可能です。

2022（令和4）年度は、環境GS認定事業者以外の事業者に向けて、セミナーなどを通じた省エネルギー診断の呼びかけを行うなど、事業者の脱炭素経営支援を行う予定です。

6 省エネルギー設備・機器の導入促進 【グリーンイノベーション推進課】

環境に配慮した消費行動や企業活動を展開し、本県における温室効果ガスの排出量を着実に減らすため、省エネルギー設備や機器の導入を促進します。

(1) 産業部門

製造業における省エネルギー対策として、ボイラーやモーターなど生産設備の高効率化や運用効率の改善による、製造工程全体の省エネルギー化を促進します。

また、建設業における低燃費型建設機械の普及、農林業における作業機械の燃費改善等を促進します。

(2) 業務部門

事業者によるエネルギー管理システムや高効率給湯器、高効率空調、LEDなどの高効率照明の導入を促進します。また、民間企業などに対してESCO事業など省エネルギー改修に関する情報提供などを行います。

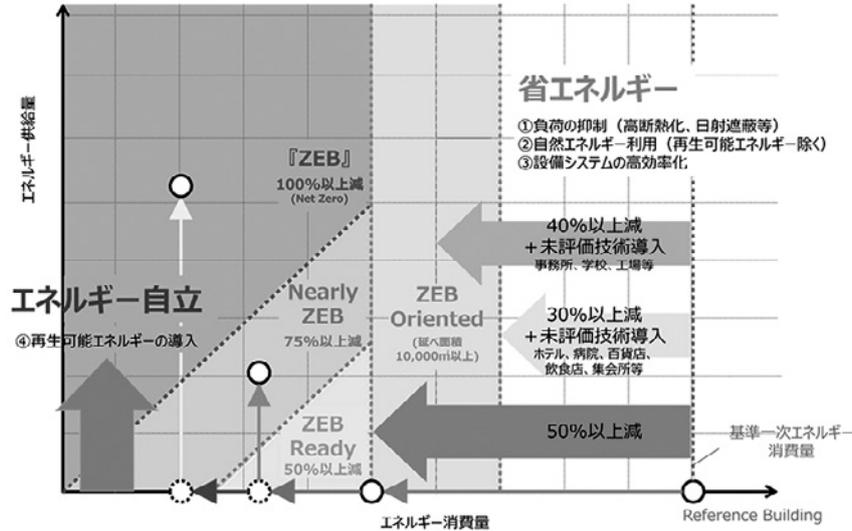
さらに、業務部門の温室効果ガス排出量増大の一因となっているOA機器等の電化製品について、省エネルギー型のものへの転換を促進します。

7 建築物の省エネルギー性能向上 【グリーンイノベーション推進課】

業務施設等の建築物の省エネルギー性能を向上するため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の運用等により、省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を促進します。

また、建築物の新築・既築を問わず、建物で消費されるエネルギー収支がゼロとなる「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」化を促進します。

図2-1-1-4 近年のZEBの定義（イメージ）



出典：環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>

8 県産木材を使用した省エネルギー性能の高い建築物の普及促進 【林業振興課】

「温室効果ガス排出量ゼロ」の実現のため、家庭部門や業務部門における省エネ・創エネを一層進める必要があります。

このため、県では県産木材を使用した高性能の住宅・非住宅建築物の建築を促進するため、省エネ・創エネ性能の高い住宅を供給する「ぐんまゼロ宣言住宅促進事業」とモデル的な木造のZEBの建築を推進する「ZEB推進モデル事業」を実施しています。

また、非住宅建築物における木造化を推進するため、中大規模の木造建築物が設計できる人材を育成する「ぐんま中大規模木造建築マイスター養成講座」を開催しています。

このような取組によって、これまで以上に多様な建築物に地域の木材を利用することにより長期的な炭素の固定と森林資源の循環による二酸化炭素の吸収機能の向上を図ります。

9 住宅の省エネルギー性能の向上に関する情報発信・普及啓発 【住宅政策課】

県では、住宅の省エネルギー性能向上を促進するため、行政の各種支援施策及び省エネルギー性能向上による光熱費や温室効果ガス排出量の削減など、その必要性や効果について、住宅の建築主、買主、借主等の消費者に対し情報発信を行っています。

また、住宅関連事業者の省エネに関する工事の技術向上のため、事業者向け講習会を実施し住宅の省エネルギー施工技術の普及啓発を図っています。

消費者向け講習会及び事業者向け講習会の開催実績は表2-1-1-10のとおりです。

表2-1-1-10 講習会開催実績（単位：回、人）

区分	年度					
	H29	H30	R元	R2	R3	
消費者向け	開催回数		1		2	
	参加者		43		39	
事業者向け	開催回数	20	12	5	—	3
	参加者	249	196	823	224	78

(注)2020(R2)年度はオンライン講座の資料配付数

10 家庭における節電・省エネ対策（ぐんまエコスタイル）【環境政策課】

温室効果ガス排出量の削減に向けた行動が、ライフスタイルとして定着した脱炭素社会の実現を目指し、各家庭で取り組める温暖化防止行動「ぐんまエコスタイル」の普及推進に取り組みました。

「適応策のススメ」を使って、家庭で取り組みやすい温暖化防止行動を説明しました。

(1) 出前講座（講師の派遣）

ア 趣旨・目的

公民館や自治会などの身近な場所で、他のイベントとの併催や平日夕方・休日など集まりやすい時間に出前講座を行い、家庭でできる温暖化防止行動などについて広く普及啓発を図りました。

イ 実施回数

23回

ウ 啓発リーフレット

リーフレット「知っていますか？地球にやさしいクルマ クリーンエネルギー自動車(CEV)」、「はじめよう！再生可能エネルギーカーボンニュートラルの実現を目指して」、「緑を増やして気候変動に備えよう！＝緑化による

表2-1-1-11 出前講座の実施状況

年度	H29	H30	R元	R2	R3
件数	44	22	40	14	23
受講人数	841	564	1,141	335	524

(注) 2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出前講座を例年より縮小して実施しました。

(2) 出前講座（動画）

ア 趣旨・目的

2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、他人と接触せず家庭での温暖化防止行動の普及推進を行うため、出前講座を動画撮影し、公開を行いました。

イ 公開した動画の本数

3本

11 制度融資による支援 【環境政策課、県民活動支援・広聴課】

環境生活保全創造資金は、公害防止や廃棄物対策、更には循環型社会づくりや地球環境問題に取り組む中小企業者等を支援する融資制度です。

1968（昭和43）年度に「公害防止対策資金」として発足し、制度内容の充実とともに、1999（平成11）年4月に「環境保全創造資金」、2003

（平成15）年4月に「環境生活保全創造資金」へと改称しました。

2021（令和3）年度における融資実績は、0件でした。近年の融資状況は表2-1-1-12、2022（令和4）年度における制度概要は表2-1-1-13のとおりです。

表2-1-1-12 近年の融資状況（新規融資分）

（単位：件、千円）

区分	公害防止施設整備資金		低公害車導入整備資金		資源有効利用施設整備資金		産業廃棄物処理施設整備資金		産業廃棄物処理施設整備資金(再生利用施設整備資金)		環境GS企業エコ改修資金		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	0	0	2	28,700	0	0	0	0	1	24,500	0	0	0	0	3	53,200
H28	0	0	4	41,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	41,800
H29	0	0	1	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,000
H30	0	0	0	0	0	0	1	25,000	0	0	0	0	0	0	1	25,000
R元	0	0	1	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,800
R2	0	0	0	0	0	0	1	48,332	0	0	0	0	0	0	1	48,332
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 融資実行した日の属する年度別の融資件数及び融資額

表2-1-1-13 制度融資の概要

名称	対象者	対象事業	支援内容等	担当部署	
群馬県環境生活保全創造資金融資	公害防止施設整備資金	中小企業者、 中小企業団体	①公害防止施設の設置 ②公害防止のため工場を移転 ③土壌、地下水汚染未然防止のための施設整備 ④有害化学物質等に汚染された土壌・地下水を処理 ⑤アスベスト除去	・限度額5,000万円（知事の特認あり） ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 7年以内（工場移転、アスベスト除去10年以内）うち据置期間1年以内	環境保全課
	低公害車導入整備資金	中小企業者、 中小企業団体	①低公害車の購入（環境GS企業に限る） ②低公害車用燃料供給施設の整備	・限度額1億円 ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 10年以内うち据置期間1年以内	環境政策課
	資源有効利用施設整備資金	中小企業者、 中小企業団体	資源有効利用施設の整備又は購入	・限度額5,000万円（知事の特認あり） ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 7年以内（建物の新築又は改築10年以内）うち据置期間1年以内	廃棄物・リサイクル課
	産業廃棄物処理施設整備資金	中小企業者、 中小企業団体	①産業廃棄物を処理するための施設整備 ②産業廃棄物を再生利用するための施設整備	・限度額①5,000万円②7,000万円（①のみ知事の特認あり） ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 7年以内（建物の新築又は改築10年以内）うち据置期間1年以内	廃棄物・リサイクル課
	環境GS企業エコ改修資金	環境GS事業者として認定を受けている中小企業者（個人・会社）	①省エネ率10%以上の改修工事又は自己資金調達型のESCO事業 ②中小企業信用保険法施行規則第9条に定める「エネルギーの使用の合理化に資する施設」に該当する120施設等の設置 ③高効率照明への改修工事 ④新エネルギー設備の設置又は改修工事（自社で消費するエネルギーを賄う設備限定）	・限度額 ①省エネ率10%以上の改修工事2,000万円、自己資金調達型ESCO事業1億円 ②エネルギーの使用の合理化に資する施設等の設置1億円 ③高効率照明への改修工事に要する資金2,000万円 ④新エネルギー設備の設置又は改修工事2,000万円 ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 10年以内うち据置期間1年以内	環境政策課
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金	中小企業者、 中小企業団体	①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理 ②処理に伴う代替機器の設置	・限度額5,000万円（知事の特認あり） ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 7年以内うち据置期間1年以内	廃棄物・リサイクル課
その他融資	NPO活動支援整備資金	県内に事務所を置き、県内で活動しているNPO法人	①NPO活動を推進する上で必要な施設及び一般事務機器等の整備 ②NPO活動を行う上で必要な運転資金	・限度額①2,000万円②500万円（②のみ知事の特認あり） ・利率年1.7%（保証付1.4%）以内 ・融資期間 ①建物10年以内、設備7年以内うち据置期間1年以内 ②5年以内うち据置期間1年以内	県民活動支援・広聴課

コラム 中大規模木造建築拡大の取組

建築業界でもSDGsへの取組が広がる中、非住宅建築物や大規模建築物の木造化・木質化に関心が高まっています。

これまで中高層建築物は、その多くが鉄筋コンクリート造や鉄骨造で建設されてきたため、木造の建築設計に詳しい建築士が全国的に不足しており、木造建築設計の技術や知識を有する建築士の育成・確保が急務となっています。

このため、群馬県では、建築士に木造建築を学んでもらうため、「ぐんま中大規模木造建築マイスター養成講座」を開設し、木造建築に携わる人材の育成に取り組んでいます。

また、将来、木造建築設計の担い手となることを期待し、建築に興味を持つ学生などに木造建築を学んでもらう「ぐんま木造建築未来マイスター養成講座」を実施しています。

① マイスター養成講座

県内の設計事務所に勤務する建築士、自治体の建築行政担当者を対象として、現地見学会を含む全6回の講座を開催しました。

37名の講座修了者には、中大規模木造建築マイスターとして認定書を授与し、登録者名簿に掲載して公表しました。

今後は、中大規模木造建築マイスター養成講座を継続して開催していくとともに、認定者に中大規模木造建築に関する支援制度の情報を提供し、建築主や建設会社に向けて、非住宅分野の建築物の木造化や木質化を積極的に提案してもらうことで、県産木材の需要拡大を図っていきます。



中大規模木造建築（こども園）現地見学

② 未来マイスター養成講座

将来の木造建築設計を担う、建築に興味をもつ若者の育成を目的とし、県内の大学生・専門学校生・高校生を対象とした講座を開催しました。

木造建築の基礎を学ぶ講義や木造建築に必要な木材加工などを実際に見て学ぶ講座を2日間にわたり開催し、11名に修了証を授与しました。



未来マイスター養成講座現地見学

県自らが率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模施設に対するESCO事業^{*2}の導入や庁舎照明設備のLED化などの省エネ改修を推進するとともに、管理標準^{*3}に基づくエネルギーの適正管理や行動計画による職員の省エネ行動の徹底を図っています。

また、東日本大震災以降は、電力不足に対する節電対策として、使用最大電力の削減に取り組んでいます。

(1) ESCO事業導入の推進

2008（平成20）年度及び2009（平成21）年度に、一定規模の県有施設9施設に対してESCO事業導入可能性調査を実施し、その中から費用対効果などを検討した結果、2011（平成23）年度に総合交通センター、2012（平成24）年度に生涯学習センター、2014（平成26）年度に自然史博物館、2019（令和元）年度に県立女子大学、2020（令和2）年度に館林美術館にESCO事業を導入しました。

(2) 管理標準に基づくエネルギーの適正管理

2010（平成22）年度から各県有施設ごとの管理標準を整備するとともに、エネルギー原単位^{*4}削減の5か年の中期目標と単年度目標を設定しています。

また作成した管理標準の遵守状況を毎年チェック、評価することでエネルギーの適正管理を図っています。

(3) 職員の省エネ行動の徹底

各県有施設ごとに温室効果ガス削減措置を設定し、取組状況を年1回（年度末）チェックし、省エネ行動の徹底を図っています。

また、県庁エコスタイル標準行動を策定し、全職員に省エネ行動の徹底を促しています。

(4) 省エネ・節電対策の取組

特に電力需要が高くなる夏期及び冬期において、省エネ・節電を徹底します。県有施設全体の電力使用量を対前年度比で1%以上削減することを目標に、各県有施設ごとに省エネ・節電行動計画を作成し、来庁者の利便性や職員の健康管理、執務効率の向上を考慮し柔軟に省エネ・節電対策を実施しました。

県有施設の主なエネルギー使用実績は図2-1-1-6のとおりです。

図2-1-1-5 ESCO事業の概念

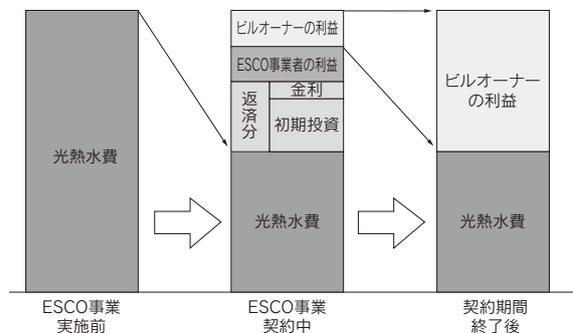
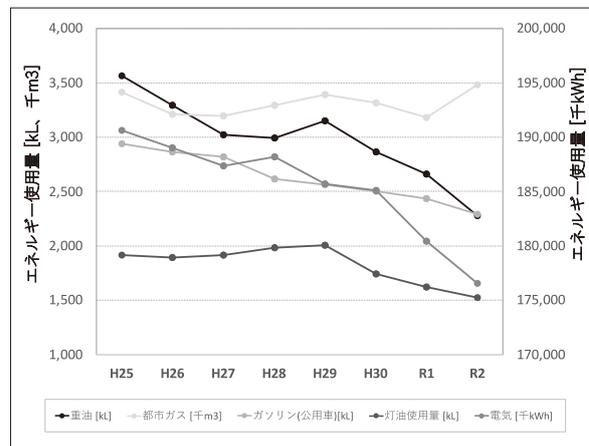


図2-1-1-6 県有施設の主なエネルギー使用実績



*²ESCO事業：民間事業者が実施する省エネルギーサービスのことで、設計、施工、運転・維持管理、資金調達などを含めた包括的なサービスのことです。省エネルギー効果を保証するパフォーマンス契約であることが最大の特徴です。

*³管理標準：エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めた「管理マニュアル」をいいます。

*⁴エネルギー原単位：生産量や売上高など単位当たりのエネルギー使用量のことで、エネルギーに関する効率を表す指標になります。庁舎においては一般的に、延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量が用いられます。

13 LED式の信号灯器の導入 【(警)交通規制課】

LED式の信号灯器は、電球式に比べて6分の1程度の電力消費量であり、省エネルギー対策に寄与します。また、視認性の向上及び疑似点灯の防止に加えて、長寿命化を期待でき、最終的には地球温暖化の防止につながります。

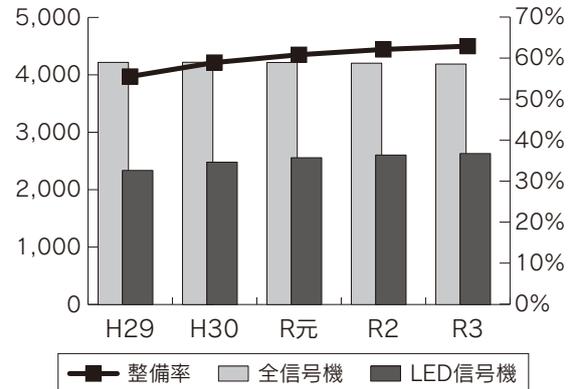
県では、全信号機をLED化することを目標に、2006（平成18）年度から積極的に導入を推進しています。

【LED信号機整備数】

2022（令和4）年3月末現在、全信号機4,190か所のうち、2,631か所を整備しており、2016（平成28）年度以降の推移は、図2-1-1-7のとおりです。

（2021〔令和3〕年度整備数 26か所）

図2-1-1-7 LED信号機整備状況



年度 区分	H29	H30	R元	R2	R3
全信号機	4,219	4,221	4,217	4,205	4,190
LED信号機	2,377	2,481	2,558	2,605	2,631
整備率	56.3%	58.8%	60.7%	62.0%	62.8%

第3項 自動車交通対策の推進

1 スマートムーブの推進 【グリーンイノベーション推進課】

スマートムーブとは、人の移動時に発生する二酸化炭素の排出を抑制するため、自動車による移動から自転車や徒歩、公共交通による移動への転換や、自動車の利用方法の工夫など、自らエコで賢い移動手段を選択する取組です。2020（令和2）年度末における群馬県の1世帯当たりの自動車保有台数は2.09台/世帯（全国5位）、自動車1台

当たり人口は0.92人/台（全国2位）と、県民の移動手段の大半を自動車が占める全国でも有数の自動車社会です。県では、市町村・交通事業者と連携して「過度に自動車の依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩などの多様な交通手段を適度に利用する状態」に転換する取組を推進します。

2 公用車への次世代自動車等の導入 【グリーンイノベーション推進課】

自動車保有率の高い本県において、自動車から排出される温室効果ガスの削減を進めるため、積極的に次世代自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車等）の導入を進めていく必要があります。

県では公用車における次世代自動車等の率先導

入を推進しており、2030（令和12）年度までに50%を次世代自動車化することを目標に掲げています。

過去5年間の次世代自動車導入実績については表2-1-1-14のとおりです。

表2-1-1-14 公用車における次世代自動車等の新規導入状況

(単位：台)

区分		年度				
		H29	H30	R元	R2	R3
次世代自動車	電気自動車	0	0	0	0	0
	燃料電池自動車	0	0	0	0	0
	天然ガス自動車	0	0	0	0	0
	ハイブリッド自動車	23	7	11	10	19
	クリーンディーゼル自動車	0	0	0	0	0
次世代自動車 小計		23	7	11	10	19
次世代自動車以外 (低燃費・低排出ガス車含む)		78	106	95	102	81
合計		101	113	106	112	100

(注) 知事部局、教育委員会、企業局、病院局、県警を集計したもの。

3 排出ガス規制適合車等の導入推進 【農業構造政策課】

(1) 概要

耐用年数を経過し、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に適合していない農業用機械から、同法律の適合車種へ買換えを行う場合等、燃料消費量や化学物質の排出量の低減など地球環境に配慮した省エネルギー対策に対し支援を行っています。

(2) 取組状況（農業機械に限る）

- ① 排出ガス規制適合車への支援
- ② 低燃費車及び機械への支援
- ③ 省電力機械への支援
- ④ 低燃費・省電力機械への支援

4 適正な土地利用によるまちのまとまりの維持 【都市計画課】

(1) 居住と都市機能集積の促進

人口減少と高齢化が同時に進行する局面でも、誰もが生活に必要なサービスを持続的に享受できるよう、駅周辺や市役所等の地域の拠点に公共施設や商業施設、医療機関などの都市機能の核となる施設を集積・誘導するとともに、周辺に居住機能を誘導することで、「まちのまとまり」の維持に努めます。

都市機能と住宅等の集積・誘導の促進に向けては、市町村の立地適正化計画^{*5}策定を支援し、「都市機能誘導区域^{*6}・居住誘導区域^{*7}」の指定を促進するとともに、一体的な生活圏を有する市町村

を越えた範囲における「まちのまとまり」の維持を図るため、広域的な視点から市町村間のまちづくりに関する各種調整を行います。

2021（令和3）年度末現在、県内の13市町が立地適正化計画を策定しています。

(2) 公共交通を軸としたまちづくり

自動車に依存しない公共交通を軸としたまちづくりを進めるため、人口減少と高齢化が現状のまま推移しても、まちの活力を維持し公共交通が成り立つよう、まちの機能や住宅を公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺等へ誘導します。

5 公共交通網の整備・維持 【交通政策課】

二酸化炭素の排出抑制など環境への負荷を低減するためには、「過度に自動車に依存している状況」から「公共交通や自転車、徒歩等の多様な移動手段を適度に利用する状態」に転換することが必要不可欠であり、誰もが鉄道やバスなどの公共交通を使いやすくなるように、公共交通網の整備・維持に取り組みます。

(1) 地域的な暮らしの足の確保

高齢者や高校生などの自動車以外の移動手段を必要とする県民が、生活スタイルに合わせて移動ができる暮らしの足の確保に向けて、市町村、交通事業者、地域住民と協調し、環境整備に取り組みます。

2021（令和3）年度は、市町村職員が新たな移動手段を導入するために必要な検討手法や知識等をまとめた手引き書の作成などを行いました。

(2) 基幹公共交通軸の確保・維持

鉄道やバスなどの基幹公共交通軸を将来にわたって確保していくため、県内利用者だけでなく、

県外からの観光客も使いやすいよう利用環境を改善するとともに、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。

2021（令和3）年度は鉄道駅のバリアフリー化、駅及び駅周辺の交通関連施設整備等の支援（ステーション整備）、交通系ICカード導入支援、バス情報オープンデータ活用イベント・研修会などを行いました。

(3) 新技術を活用した効率的で持続可能な移動手段の確保

今後の高齢化の進展による交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化等の観点から公共交通機関への利用転換を促進するため、新技術を活用した効率的で持続可能な移動手段の確保に取り組みます。

^{*5}立地適正化計画：都市住民の生活を支えるサービスが維持された持続可能な都市の実現に向けて、居住機能や都市機能の立地誘導を通じて、都市構造のコンパクト化を図るための計画のこと。

^{*6}都市機能誘導区域：立地適正化計画に基づき定めるもので、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

^{*7}居住誘導区域：立地適正化計画に基づき定めるもので、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

「過度に自動車に依存した状況」から「公共交通や自転車、徒歩等の多様な移動手段を適度に利用する状態」へ、県民一人ひとりの交通行動を変えていくため、公共交通を利用することによるメリットや公共交通の現状と必要性などを伝えるとともに、公共交通マップの作成・提供など公共交通の利用を促す取組を市町村や関係者と連携して実施します。

(1) 公共交通乗り方教室

小学生を対象に「バスの乗り方教室」を開催し、体験乗車等を通じて公共交通に興味をもってもらうとともに、利用時のマナーを伝えるなど、将来の公共交通の利用者を育成するものです。

2021（令和3）年度は、14校で実施しました。実施した学校数の推移は表2-1-1-15のとおりです。

表2-1-1-15 バスの乗り方教室実施学校数の推移（単位：校）

年度	H29	H30	R元	R2	R3
学校数	11	14	13	—	14

※2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて中止しました。

(2) 公共交通に対する意識啓発活動

自家用車から公共交通への移動手段の転換など、公共交通の利用を促す意識啓発活動を行います。

2021（令和3）年度は、観光客など県外来訪者が公共交通を利用して主要観光地や公共施設などを周遊する際の情報収集ツールとなる広域バス路線図「ぐんまバスルートマップ」を作成しました。

コラム MaaS（マース）の実現

MaaS（Mobility as a Service）とは、あらゆる交通手段を統合し、その最適化を図った上で、マイカーという魅力的な移動手段と同等か、それ以上に魅力的なモビリティサービスを提供し、持続可能な社会を構築していこうという全く新しい価値観やライフスタイルを創出していく概念です。

自動車利用に依存した社会からの脱却の一つとして、フィンランドから生まれた新しいサービスで、スマートフォン一つで、ルート検索、予約、決済まで行えて、自分の好みに合った移動手段や移動パターンが自由に選択出来るようになります。

自動車への依存度が高い本県においても、公共交通の利用促進・利便性向上を図るため、MaaSの社会実装に向けたシステム構築や様々な分野との連携を検討しています。



利用イメージ



出典：国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/japanmaas/promotion/>

7 自転車を利用しやすい通行空間の整備 【道路管理課、道路整備課、都市計画課】

自転車は、排気ガスを出さず、クリーンかつエネルギー効率の高い交通手段です。

そのため、県では、自転車利用を推奨していますが、交通ルールやマナーを守りながら、もっと自転車が安全に通行できる空間整備が必要です。

そこで、自転車の安全確保と利用拡大を目指し、2019（平成31）年3月に「群馬県自転車活用推進計画」を策定しました。計画の策定に当たっては、「県内自転車事故の削減」「自転車を安全・安心して利用できる環境の創出」「自転車の安全利用に向けた安全教育」の3つの課題について対策を示しています。

今後は、この計画に基づき、自転車道や自転車通行帯等の整備や安全教育を進め、自転車を安全に利用できる環境の整備をしていきます。

2021（令和3）年度は県道前橋館林線などで、矢羽根型路面表示の設置などによる自転車通行空間の整備を行うとともに、自転車利用の促進を図るため、サイクリングロードマップの配布を通して自転車の魅力の情報発信に取り組みました。

また、自転車の安全な利活用を促進する企業と連携した取組や、県内の高校や駅などにおいて、ヘルメットの着用促進などの安全な自転車利用に向けた啓発活動を行いました。

8 自動車交通網の整備 【交通政策課、道路管理課、道路整備課、都市計画課】

県では、「災害時も機能する」、「物流の効率化と観光振興を支える」、「まちのまとまりをつなぐ」、「生活を支える」の4つの観点から自動車交通網の整備を進めています。

バイパス整備や道路拡幅、交差点改良等により渋滞が解消され、道路交通がスムーズになり安全性が向上するほか、自動車からの排気ガスが削減されることで地球温暖化防止に貢献できます。

2021（令和3）年度は上信自動車道、西毛広域幹線道路などのバイパス整備をはじめ、渋滞箇

所の現道拡幅や交差点改良を行いました。2022（令和4）年度の主な事業箇所は次のとおりです。

- ①上信自動車道（吾妻東バイパス2期、吾妻東バイパス、吾妻西バイパス、長野原嬭恋バイパス）バイパス整備
- ②西毛広域幹線道路（高崎工区、高崎西工区、高崎安中工区、安中富岡工区）バイパス整備
- ③国道254号（福島西交差点）交差点改良
- ④県道佐野太田線（東長岡交差点）交差点改良

第4項 県民や民間団体の環境活動の促進

1 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの活動推進 【環境政策課】

群馬県地球温暖化防止活動推進センターは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化の現状に関する情報提供や、温暖化対策の普及啓発を行う拠点として2005（平成17）年5月に設置されました。

本県では、「特定非営利活動法人地球温暖化防止ぐんま県民会議」が、知事によりセンターに指定されています。

センターでは、次の業務等を行っています。

- ・地球温暖化対策に関する出前講座への地球温暖化防止活動推進員の派遣
- ・地球温暖化防止活動を行う民間団体の支援
- ・日常生活における温室効果ガスを減らす工夫についての質問・相談対応
- ・環境GS認定事業者への支援事業

なお、2021（令和3）年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正により、地域地球温暖化防止活動推進センターの業務に事業者向けの啓発・広報が追加されました。

【群馬県地球温暖化防止活動推進センター】

〒371-0854

前橋市大渡町1-10-7（県公社総合ビル6階）

電話：027-289-5944

FAX：027-289-5945

E-mail：info@gccca.jp

URL：http://www.gccca.jp/

2 群馬県地球温暖化防止活動推進員の活動推進 【環境政策課】

地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき知事が委嘱しており、地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性などの普及啓発を草の根的に推進するため、県や市町村と協働して活動しています。

本制度は、2003（平成15）年度から委嘱を開始し、138人の方に委嘱しています。

表2-1-1-16 地球温暖化防止活動推進員の委嘱人数
（単位：人）

委嘱年度	人数
H15	10
H17	102
H19	200
H21	230
H23	229
H25	205
H27	202
H29	144
R元	150
R3	138

※任期：原則2年間

【活動事例】

- 群馬県地球温暖化防止活動推進センターの「出前講座」講師を務める
- 県や市町村主催の研修会や講演会に参加し、得た知識を日頃の環境活動に生かす
- 温暖化防止に関する各種資料やパンフレットを配布し、普及啓発に努める
- 市町村主催の環境セミナー等で講師、リーダー、アドバイザーを務める
- 市町村主催のイベントで、パネル展示や体験ブースを設置するなど、温暖化に関する出展を行う
- 環境にやさしい買い物スタイルの普及活動を行う
- 推進員が身近に体験した環境情報や温暖化防止に資する取組事例等を、年3回程度発行する「推進員ニュース」を通して情報共有を図る